

マンション管理業者登録（新規・更新）申請に必要な書類一覧

申請書類	事項等	法人	個人	根拠条文
登録申請書 (様式第11号)	第一面 商号、名称又は氏名及び住所、代表者又は個人に関する事項	<input type="radio"/>	<input type="radio"/>	法第45条 第1項
	第二面 法定代理人に関する事項（個人・法人）	<input type="radio"/>	<input type="radio"/>	
	第三面 役員に関する事項（法人の場合）	<input type="radio"/>	—	
	・事務所（本店又は支店）			
	・事務所に関する事項	<input type="radio"/>	<input type="radio"/>	
	・専任の管理業務主任者に関する事項			
添付書類 (様式第12号)	第五面 専任の管理業務主任者が5名以上の場合（第四面の続き）	<input type="radio"/>	<input type="radio"/>	規則第53条 第1項第1号
	登録免許税納付書・領収証書又は印紙貼り付け欄			
	第六面 新規：登録免許税 90,000円の領収書原本貼付（納付先：北那霸税務署） 更新：収入印紙 12,100円貼付	<input type="radio"/>	<input type="radio"/>	
	添付書類(1) 記約書	<input type="radio"/>	<input type="radio"/>	
	添付書類(2) マンション管理業経歴書 1. 事業の沿革 2. 管理受託契約の実績	<input type="radio"/>	<input type="radio"/>	
	添付書類(3) 専任の管理業務主任者設置証明書	<input type="radio"/>	<input type="radio"/>	
(第一面) 相談役及び顧問に関する事項	添付書類(4)			規則第53条 第1項第4号
	(第二面) 100分の5以上の株式を有する株主又は100分の5以上の額に相当する出資をしている者（法人の場合）	<input type="radio"/>	—	
	添付書類(5) 略歴書 ・申請者（法人の場合は相談役及び顧問を含む役員全員） ・専任の管理業務主任者全員	<input type="radio"/>	<input type="radio"/>	
	添付書類(6) 資産に関する調査（個人）	—	<input type="radio"/>	
	添付書類(7) 保証契約に関する事項を記載した書面 第三者との間で返還債務の保証契約を締結した場合	<input type="radio"/>	<input type="radio"/>	
	・申請者（法人の場合は相談役及び顧問を含む役員全員） ・法定代理人（法人の場合はその役員） ・専任の管理業務主任者全員	<input type="radio"/>	<input type="radio"/>	
登記されていないことの証明書 (法務局発行)	・申請者（法人の場合は相談役及び顧問を含む役員全員） ・法定代理人（法人の場合はその役員） ・専任の管理業務主任者全員	<input type="radio"/>	<input type="radio"/>	規則第53条 第3項
	・申請者（法人の場合は相談役及び顧問を含む役員全員） ・法定代理人（法人の場合はその役員） ・専任の管理業務主任者全員	<input type="radio"/>	<input type="radio"/>	
身分証明書 (本籍地市町村発行)	・申請者（法人の場合は相談役及び顧問を含む役員全員） ・法定代理人（法人の場合はその役員） ・専任の管理業務主任者全員	<input type="radio"/>	<input type="radio"/>	規則第53条 第3項
貸借対照表及び損益計算書 (法人)	直前1年の各事業年度、新会社の場合は開始時の貸借対照表	<input type="radio"/>	—	規則第53条 第6号
納税証明書（その1）	法人：法人税、個人：所得税 ※直前1年の各年度、決算未到来の場合は添付不要	<input type="radio"/>	<input type="radio"/>	規則第53条 第8号
登記簿謄本（法人）	履歴事項全部証明書又は現在事項全部証明書	<input type="radio"/>	—	規則第53条 第9号
住民票抄本（個人）		—	<input type="radio"/>	規則第53条 第2項
返信用封筒	角2サイズ（A4判の書類が入るもの、切手等は不要）	<input type="radio"/>	<input type="radio"/>	

* 申請先 : 〒900-0006 沖縄県那霸市おもろまち2丁目1番1号

内閣府沖縄総合事務局 開発建設部 建設産業・地方整備課 鑑定評価指導係

*登録された場合は、申請者あて登録通知します。

*登録までに、約90日間ほど期間を要しますので、ご了承ください。

*公的機関発行の各種証明書は、申請日前3ヶ月以内に発行されたものを添付してください。

*法：マンションの管理の適正化の推進に関する法律、規則：マンションの管理の適正化の推進に関する法律施行規則